

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号）農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前										
<p><b>第2 事業の内容</b></p> <p>本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省農村振興局長及び畜産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。</p> <p>1 農地整備事業</p> <p>農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する<u>以下の事業（（1）に掲げる事業の型ごとに、（2）の区分に掲げる事業種類を組み合わせて行うものとする。）</u></p> <p><u>（1）事業の型</u></p> <p>ア <u>経営体育成型</u></p> <p>イ <u>中山間地域型</u></p> <p>ウ <u>国営流域治水対策型</u></p> <p>エ <u>国営事業促進型</u></p> <p><u>（2）事業の区分と事業種類</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">事業種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">1 農業生産基盤整備事業</td> <td><u>（1）農業用排水施設整備事業</u></td> </tr> <tr> <td><u>（2）農道整備事業</u></td> </tr> <tr> <td><u>（3）区画整理事業</u></td> </tr> <tr> <td><u>（4）農用地造成</u></td> </tr> <tr> <td><u>（5）暗渠排水事業</u></td> </tr> <tr> <td><u>（6）客土事業</u></td> </tr> <tr> <td><u>（7）除礫</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業種類	1 農業生産基盤整備事業	<u>（1）農業用排水施設整備事業</u>	<u>（2）農道整備事業</u>	<u>（3）区画整理事業</u>	<u>（4）農用地造成</u>	<u>（5）暗渠排水事業</u>	<u>（6）客土事業</u>	<u>（7）除礫</u>	<p><b>第2 事業の内容</b></p> <p>本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省農村振興局長及び畜産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。</p> <p>1 農地整備事業</p> <p>農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する<u>事業</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
区分	事業種類										
1 農業生産基盤整備事業	<u>（1）農業用排水施設整備事業</u>										
	<u>（2）農道整備事業</u>										
	<u>（3）区画整理事業</u>										
	<u>（4）農用地造成</u>										
	<u>（5）暗渠排水事業</u>										
	<u>（6）客土事業</u>										
	<u>（7）除礫</u>										

2 農業生産基盤 整備附帯事業	(1) 土壤改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のため の簡易な整備 (5) 埋蔵文化財調査事業
3 営農環境整備 事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業 (7) 生態系保全空間整備事業 (8) 営農用水施設 (9) 農作業準備休憩施設 (10) 地域資源利活用基盤 (11) 情報通信環境整備
4 農業経営高度 化支援事業	(1) 高度土地利用調整事業 (2) 農地集積促進事業 (3) 耕地利用高度化推進事業 (4) 水田貯留機能向上支援事業 (5) 水田貯留機能向上推進事業
5 農業構造転換 特別対策事業	農業構造転換特別対策事業
6 特認事業	特認事業

2 実施計画等策定事業

2 実施計画等策定事業

1の農地整備事業その他農村振興局長等が別に定める事業に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等を行う以下の事業

(1) 実施計画策定事業

(2) 経営体育成促進換地等調整事業

3 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備及びこれに関連する以下の事業

(1) 草地整備型

ア 道営草地整備事業

イ 公共牧場整備事業

(2) 畜産担い手総合整備型

ア 飼料基盤集積整備事業

イ 再編整備事業

(3) 草地整備利用促進事業

4・5 (略)

1の農地整備事業その他農村振興局長等が別に定める事業に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等を行う事業

(新設)

(新設)

3 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備及びこれに関連する事業

(新設)

(新設)

(新設)

4・5 (略)

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。